

# 計量業務の概要

(平成24年度実績)

# 目 次

## 第1章 総 説

1	業 務	1
2	計量行政の管轄区域	1
3	沿 革	2
	(1) 国における計量制度の変遷	2
	(2) 本県における変遷	2
4	組織と職員	4
5	計量検定所平面図	5
6	土地、建物	6
7	基準器	7
8	歳入、歳出決算	8
	(1) 歳 入	8
	(2) 歳 出	10
	(参考) 計量検定所運営費の推移、計量検定取締費の推移	11
	平成24年度手数料収入内訳比率、平成24年度検定手数料内訳比率	12
	手数料収入額の推移、検定手数料収入額の推移	13

## 第2章 計量関係事業の届出及び登録

1	概 説	15
2	特定計量器製造事業の届出	15
3	特定計量器修理事業の届出	16
4	特定計量器販売事業の届出	17
5	適正計量管理事業所の指定	17
6	計量証明事業の登録	18
7	計量士の登録	19

## 第3章 検定、検査、立入検査

1	検 定	21
2	検 査	23
	(1) 基準器検査	23
	(2) 計量証明検査	23
	(3) 特定計量器の定期検査	23
	(4) 特定計量器の定期検査実績	24
	(5) 特定計量器の種類別定期検査個数	24
	(6) 平成24年度定期検査市町村別集計表（当所管轄分）	25
	(7) 定期検査に代わる計量士による検査	25
3	立入検査	27
4	量目検査及び指導	28
5	計量思想の普及	28

## 参 考

1	宮古支庁、八重山支庁計量関係実績	30
(1)	計量関係事業届出状況	30
(2)	修理事業者名簿	30
(3)	特定計量器検定及び装置検査実績	30
(4)	定期検査種類別実績	31
(5)	定期検査地区別の状況	31
(6)	定期検査に代わる計量士による検査	31
(7)	宮古支庁、八重山支庁の計量関係実績	32
2	計量関係団体	32
3	沖縄県計量協会役員等名簿	33
4	平成25年度事業計画表	34
5	計量検定所案内図	35

### 特定計量器とは？

取引又は証明における計量に使用される公算が高いもの、又は主に一般消費者の生活で使用されている計量器のうち、適正な計量の実施を確保するために構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして計量法施行令第2条で定められたものを特定計量器といいます（計量法第2条第4項）。

特定計量器には、タクシメーター、質量計（非自動はかり、分銅等）、温度計、電力量計、ガスメーター、水道メーター、圧力計、ガソリンメーター、濃度計、騒音計、振動計、浮ひょうなどがありますが、当計量検定所では特定計量器に関する業務として、タクシメーターの装置検査、質量計の検定・定期検査、水道メーターの検定、ガソリンメーターの検定を行っています。

なお、特定計量器以外の計量器たとえば、ものさし、ますなどについては計量法の規制はありません。

# 第 1 章 総 説

# 第1章 総説

## 1 業務

当所は、計量法（平成4年法律第51号）に基づく計量に関する事務を行うため、沖縄県行政組織規則（昭和49年3月30日規則第18号）第132条第1項により設置された行政機関であり、特定計量器の検定、定期検査等の業務を行っています。

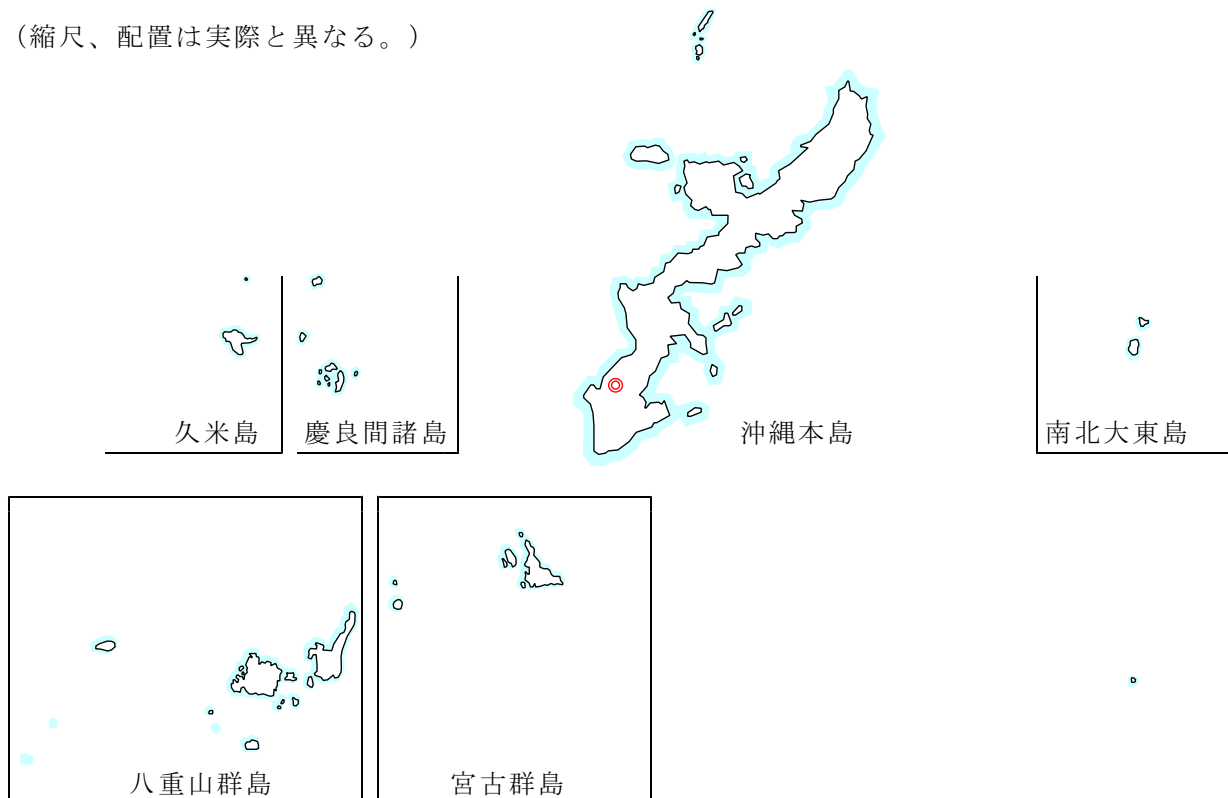
また、当所の管轄区域は、沖縄県一円（宮古島市、石垣市、宮古群及び八重山郡を除く）であり、業務内容は次のとおりです。

- (1) 計量関係事業の登録及び届出に関すること。
- (2) 計量思想の普及に関すること。
- (3) 特定計量器の検定に関すること。
- (4) 特定計量器の定期検査に関すること。
- (5) 基準器検査に関すること。
- (6) 商品量目の適正指導に関すること。
- (7) その他計量に関すること。
- (8) 庶務に関すること。

## 2 計量行政の管轄区域

区 分	所 在 地	管 轄 区 域
計 量 検 定 所	南風原町字新川272-5	沖縄県一円（支庁管轄区域を除く）
宮 古 事 務 所 総 務 課	宮古島市平良字西里1125	宮古島市、宮古郡
八 重 山 事 務 所 総 務 課	石垣市字真栄里438-1	石垣市、八重山郡

（縮尺、配置は実際と異なる。）



### 3 沿 革

#### (1) 国における計量制度の変遷

大宝1年(701年)	大宝律令の制定<我が国初の度量衡制度の確立> 中国(唐)の制度を手本にした度量衡制度発足
文禄3年(1594年)	太閤検地<古代制度の全面的見直し> 豊臣秀吉が米納中心の貢租制度確立
明治24年(1891年)	度量衡法制定<近代的な計量制度の確立> ・尺貫法とともにメートル法を公認。基本単位「尺と貫」 ・営業に使用する計量器を検定の対象とし、製造・販売事業に免許制を導入
明治43年(1910年)	電気測定法制定<電気計器の検定開始>
大正10年(1921年)	度量衡法改正 メートル法に統一。基本単位「メートル」「キログラム」
昭和23年(1947年)	地方自治法施行 地方計量行政職員が、国から地方公務員に身分移行
昭和26年(1951年)	計量法制定<計量単位の拡大> ・単位の対象拡大(度量衡中心から熱量、濃度等加える) ・メートル法の推進
昭和31年(1956年)	地方自治法改正 計量検定所が必置地方行政機関へ
昭和34年(1959年)	計量法改正 一般の商取引をメートル法に統一
昭和41年(1966年)	計量法施行法第3条の政令制定 土地・建物の取引もメートル法に統一
昭和41年(1966年)	計量法改正<明治以来の計量器規制改正> ・電気測定法との統合 ・規制対象計量器の削減 ・製造事業を許可制から登録制へ
平成5年(1993年)	計量法全面改正<現行計量法の制定> ・計量単位の国際(SI)単位系への統一 ・トレーサビリティ(JCSS)制度の導入
平成5年(1993年)	地方自治法改正 計量検定所が必置地方行政機関から削除
平成11年(1993年)	計量法改正<地方分権一括法改正> ・計量法上の地方自治体の事務を機関委任事務から自治事務・検定等業務へ ・地方自治体職員の計量教習の受講義務の廃止

#### (2) 本県における計量制度の変遷

今次大戦によって本県は大きな戦災を被り、すべての記録が消失したため、計量検定所の前進である度量衡検査(定)所がいつごろ設置され、計量業務が開始されたのか、はっきりしません。

しかし、計量百年史に収録された大日本度量衡会会員名簿(明治30年1月現在)に、沖縄県度量衡常置検査所、検査官仲吉朝助の氏名が記載されていることから、度量衡常置検査所が設置されたのは、それ以前であると考えられます。

また、沖縄現代史によると、明治41年11月、県令をもって度量衡取締規則を發布し、専門技術者を配置、度量衡常置検定所が設置されています。その後において沖縄県度量衡常置検定所と改称し、幾多の変遷を挙げて昭和14年頃には、主任1名、検査官4名、給仕1名が配置され、計量行政が行われてきたのです。昭和20年4月1日、米軍上陸により、度量衡常置検定所の機能は消滅しました。

なお、戦後における当所の沿革は、次のとおりです。

昭和25年	群島政府発足 {沖縄(11月4日)、宮古(11月18日)、八重山(11月7日)、奄美(11月25日)} 度量衡条例(各群島)公布
昭和26年5月	各群島政府に度量衡検定所設置
昭和27年4月1日	琉球政府の発足に伴い、各群島政府の度量衡検定所を統合し、商工局琉球度量衡検定所と改称。宮古、八重山、奄美に支所を設置し、それぞれ計量担当者1名を配置
昭和28年4月1日	商工局琉球度量衡検定所は経済局琉球計量検定所に改称
昭和28年11月27日	琉球計量法の公布
昭和28年12月25日	奄美の祖国復帰に伴い、奄美支所を廃止
昭和40年8月1日	経済局琉球計量検定所は通商産業局計量検定所に改称
昭和47年5月15日	祖国復帰に伴い琉球政府は沖縄県に改称 琉球政府通商産業局計量検定所は沖縄県労働商工部計量検定所に改称、計量法(昭和26年法律第207号)適用 宮古、八重山両支庁の総務課に計量担当職員各1名配置
昭和54年8月1日	労働商工部計量検定所は商工観光部計量検定所に改称
昭和55年4月1日	南風原町新川272番地の5に計量検定所の独立庁舎を新築し、那覇市寄宮312番地から移転
昭和58年4月1日	商工観光部計量検定所は商工労働部計量検定所に改称
平成5年11月1日	新計量法施行(平成4年法律第51号)
平成10年4月1日	組織改正に伴い商工労働部計量検定所は文化環境部計量検定所に改称
平成12年4月1日	沖縄県特定計量器の検定、定期検査等手数料条例(平成12年3月31日沖縄県条例第9号)施行(地方自治法及び計量法の改正に伴う)
平成12年10月13日	沖縄県特定計量器の検定、定期検査等手数料条例の一部を改正する条例(平成12年10月13日沖縄県条例第67号)施行
平成21年4月1日	組織改正に伴い、宮古及び八重山の両支庁総務・観光振興課をそれぞれ宮古事務所総務課、八重山事務所総務課に改称
平成22年4月1日	組織改正に伴い文化環境部計量検定所は環境生活部計量検定所に改称
平成25年4月1日	沖縄県特定計量器の検定、定期検査等手数料条例の一部を改正する条例(平成25年3月30日沖縄県条例第17号)施行

- 参考文献 1. 『計量百年史』 (社)日本計量協会 昭和53年発行 P254参照  
2. 『沖縄現代史』 真境名 安興 著 琉球新報社 1967年発行  
第四編第五章 産業の発達 度量衡 P378参照

#### 4 組織と職員（平成25年4月1日現在）

##### （1）組織



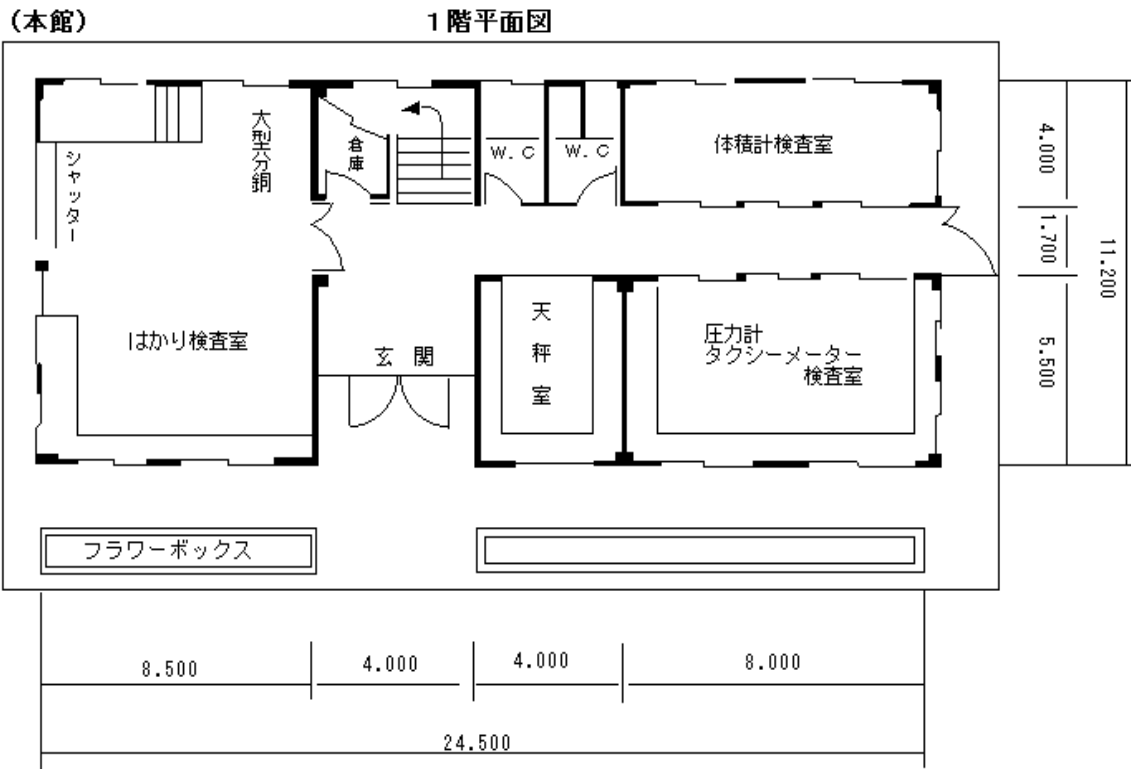
##### （2）職員の配置状況

職名	区分	主な所掌事務
所長	技術	1. 所の事務を掌握、所員を指揮監督
主幹	技術	1. 検定、検査等の業務割当に関する事。 2. 事業の全体計画及びその推進に関する事。
主査	事務	1. 証紙収納関係事務、出納員の事務に関する事。 2. 予算、経理、一般庶務
主任技師	技術	1. 商品量目の適正化指導及び立入検査に関する事。 2. 特定計量器の検査、検定業務（共通業務） 3. 計量士の登録事項に関する事。
主任技師	技術	1. 燃料油メーターの検定関係事務 2. 特定計量器の検査、検定業務（共通業務） 3. ガスメーター・子メーター立入関係事務 4. 基準器の管理に関する事。
技師	技術	1. タクシーメーターの装置検査関係事務 2. 特定計量器の検査、検定業務（共通業務） 3. 情報リーダー及びホームページの管理に関する事。 4. 計量関係の諸報告に関する事。
技師	技術	1. はかり定期検査関係事務 2. 特定計量器の検査、検定業務（共通業務） 3. 水道メーターの検定関係事務 4. 計量証明事業の登録及び立入検査に関する事。

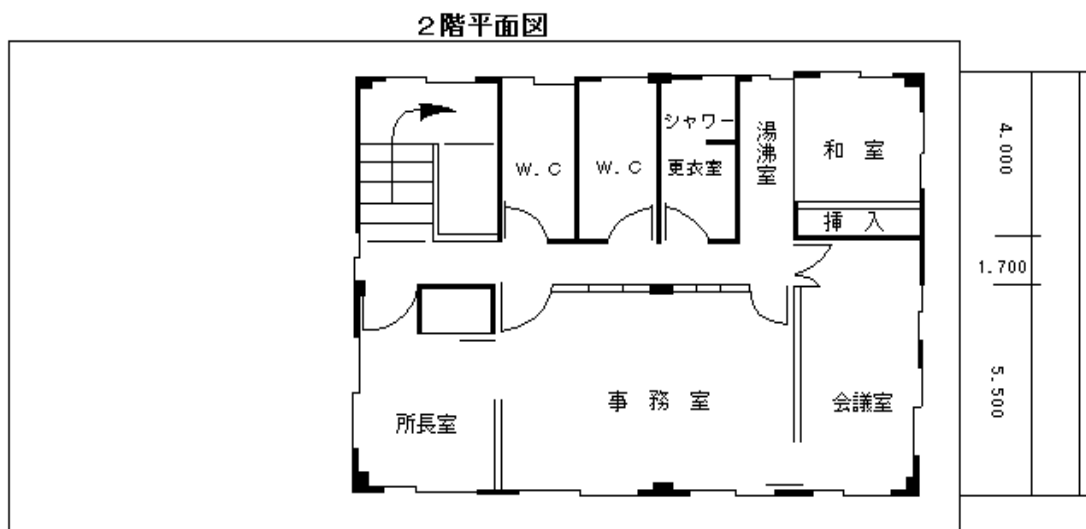


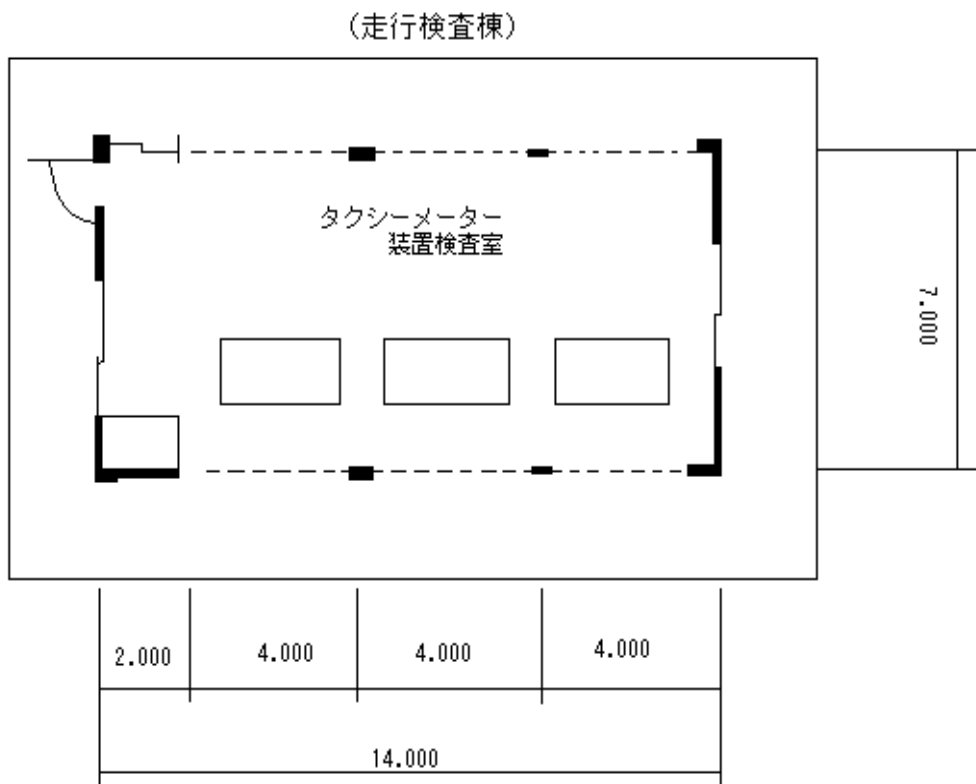
5 計量検定所平面図

単位：m



単位：m





## 6 土地、建物

- (1) 所在地 沖縄県南風原町字新川272-5
- (2) 敷地 3,488.41平方メートル
- (3) 建物
 

本館	鉄筋コンクリート2階建て	443.6平方メートル
タクシメーター走行検査棟	鉄筋コンクリート平屋建て	98.0平方メートル



検定所風景

7 基準器（平成25年4月現在）

設 備 器 具 名	数 量	備 考
基準巻尺	1 個	2m／1mm
タクシメーター装置検査用基準器	3 台	1m
基準台手動はかり	1 //	1000kg／50g
特級基準分銅	1 組	10kg／1mg
一級基準分銅	1 //	10kg～1g
〃	1 //	5kg～1mg
〃	1 //	10kg～1mg
〃	1 //	100g～1mg
一級実用基準分銅	75 個	20kg×25個 10kg×50個
二級基準分銅	46 //	20kg～500g
〃	4 組	100g～10mg
〃	2 //	200g～1mg
二級実用基準分銅	50 個	20kg
〃	12 個	10kg～500g
	15 個	20kg×5個、10kg×10個（鎖付）
三級基準分銅	65 //	1t×50個、500kg×15個
基準ガラス製温度計	2 個	0℃、34℃～43℃／0.05℃
〃	1 //	0℃、33℃～43℃／0.05℃
〃	1 //	－2℃～52℃／0.1℃
基準フラスコ	1 //	10リットル
〃	1 //	5000ミリリットル
〃	1 //	1000ミリリットル
〃	1 //	500ミリリットル
〃	1 //	200ミリリットル
〃	1 //	100ミリリットル
液体メーター用基準タンク	1 //	20.0リットル
〃	1 //	10.0リットル
〃	1 //	5.0リットル
液体タンク用基準タンク	1 //	10.0リットル
液化石油ガス用基準浮ひょう型密度計	1 //	0.500～0.650g／cm <sup>3</sup>

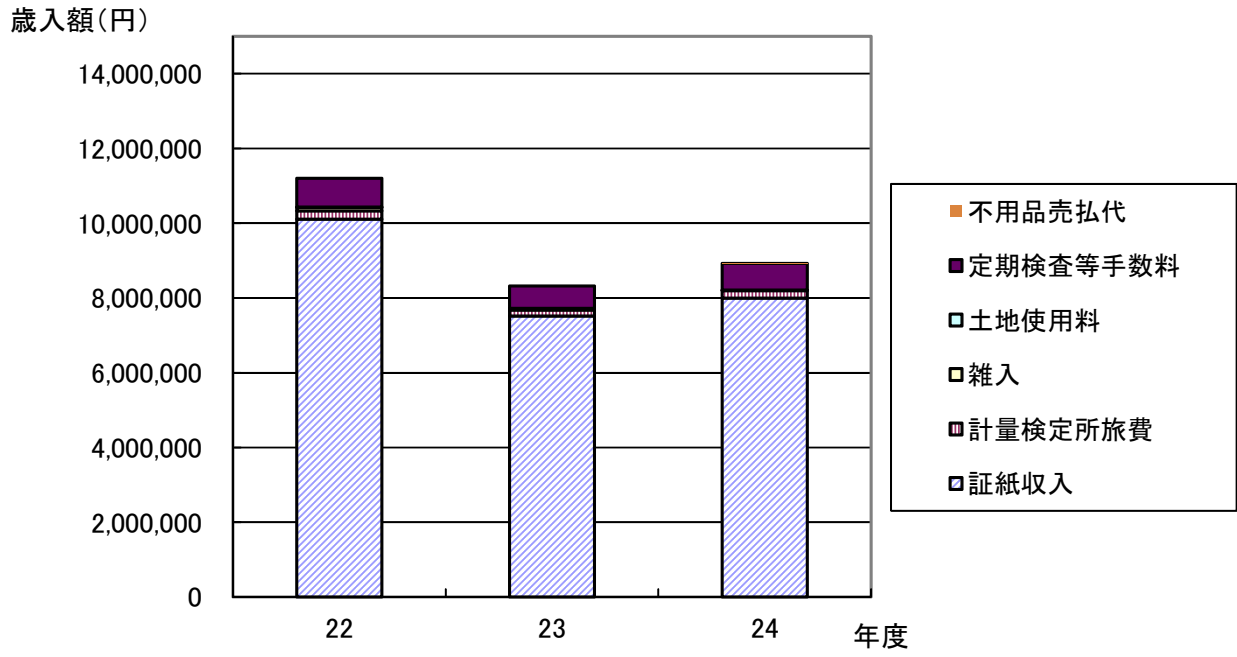
## 8 歳入、歳出決算

### (1) 歳入

(単位：円)

科 目	年 度		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
(款) 使用料及び手数料	10,886,670	8,122,410	8,718,900
(項) 使用料	7,500	7,980	7,500
(目) 商工労働使用料	7,500	7,980	7,500
(節) 土地使用料	7,500	7,980	7,500
(項) 手数料	770,590	596,890	713,590
(目) 商工労働手数料	770,590	596,890	713,590
(節) 定期検査等手数料	770,590	596,890	713,590
(項) 証紙収入	10,108,580	7,517,540	7,997,810
(目) 証紙収入	10,108,580	7,517,540	7,997,810
(節) 証紙収入	10,108,580	7,517,540	7,997,810
(款) 財産収入	0	0	16,093
(項) 財産売払収入	0	0	16,093
(目) 物品売払収入	0	0	16,093
(節) 不用品売払代	0	0	16,093
(款) 諸収入	315,937	199,266	208,291
(項) 雑入	315,937	199,266	208,291
(目) 雑入	315,937	199,266	208,291
(節) 検定計量所旅費	220,530	159,040	197,580
(節) 雑入	95,407	40,226	10,711
計	11,202,607	8,321,676	8,943,284

### 過去3年間の歳入状況



## (2) 歳出(人件費除く)(款)商工費(項)鉱工業費(目)計量検定費

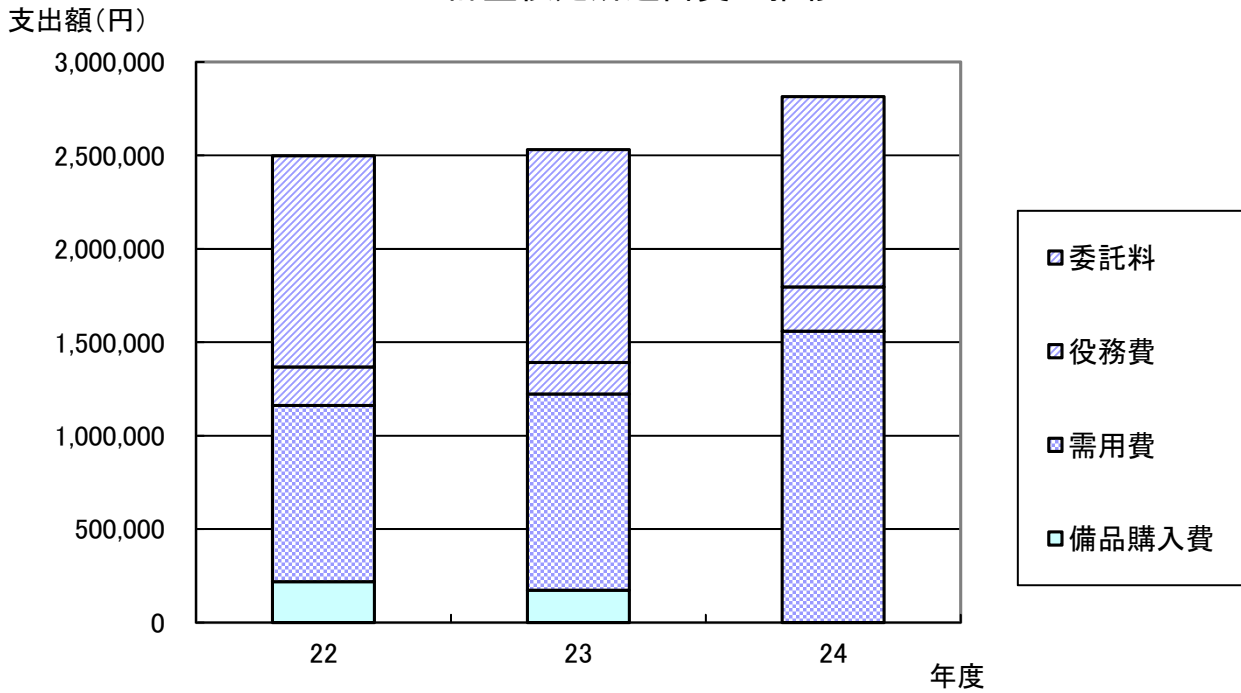
(単位:円)

項目	科目	年 度			
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	
計 量 検 定 所 運 営 費	旅 費	0	0	0	
	需 用 費	943,000	1,050,068	1,559,967	
	(食糧費)	(0)	(0)	(0)	
	(消耗品費)	(333,905)	(361,967)	(708,278)	
	(燃料費)	(0)	(0)	(0)	
	(印刷製本費)	(9,330)	(33,600)	(0)	
	(光熱水費)	(599,765)	(601,266)	(581,955)	
	(修繕料)	(0)	(53,235)	(269,734)	
	役 務 費	206,066	167,917	236,830	
	(通信運搬費)	(201,866)	(163,717)	(166,130)	
	(手数料)	(4,200)	(4,200)	(70,700)	
	委 託 料	1,129,359	1,139,225	1,017,795	
	備品購入費	219,000	174,000	0	
	(庁用器具費)	(219,000)	(174,000)	(0)	
	計	2,497,425	2,531,210	2,814,592	
	計 量 検 定 取 締 費	賃 金	1,533,927	1,510,840	1,471,837
		旅 費	1,108,490	1,192,990	1,448,220
(普通旅費)		(1,104,590)	(1,169,650)	(1,443,470)	
(費用弁償)		(3,900)	(23,340)	(14,750)	
需 用 費		1,942,405	2,385,720	2,810,739	
(食糧費)		(0)	(0)	(0)	
(消耗品費)		(234,374)	(155,846)	(158,099)	
(燃料費)		(151,747)	(174,024)	(167,668)	
(印刷製本費)		(239,368)	(221,722)	(221,800)	
(光熱水費)		(0)	(0)	(0)	
(修繕料)		(1,316,916)	(1,834,128)	(2,263,172)	
役 務 費		112,800	32,050	64,710	
(通信運搬費)		(42,250)	(0)	(26,400)	
(手数料)		(5,790)	(2,300)	(2,900)	
(火災保険料)		(0)	(0)	(7,260)	
(自動車損害保険料)		(64,760)	(29,750)	(28,150)	
委 託 料		157,500	261,072	216,048	
使用料及び賃借料		236,535	404,428	607,060	
備品購入費		1,348,500	1,564,500	502,950	
(庁用器具費)		(279,750)	(0)	(0)	
(機械器具費)	(1,068,750)	(1,564,500)	(502,950)		
負担金、補助及び交付金	74,000	98,000	98,000		
補償、補填及び賠償金	0	0	32,655		
公 課 費	9,400	7,600	5,000		
計	6,523,557	7,457,200	7,257,219		
合 計	9,020,982	9,988,410	10,071,811		

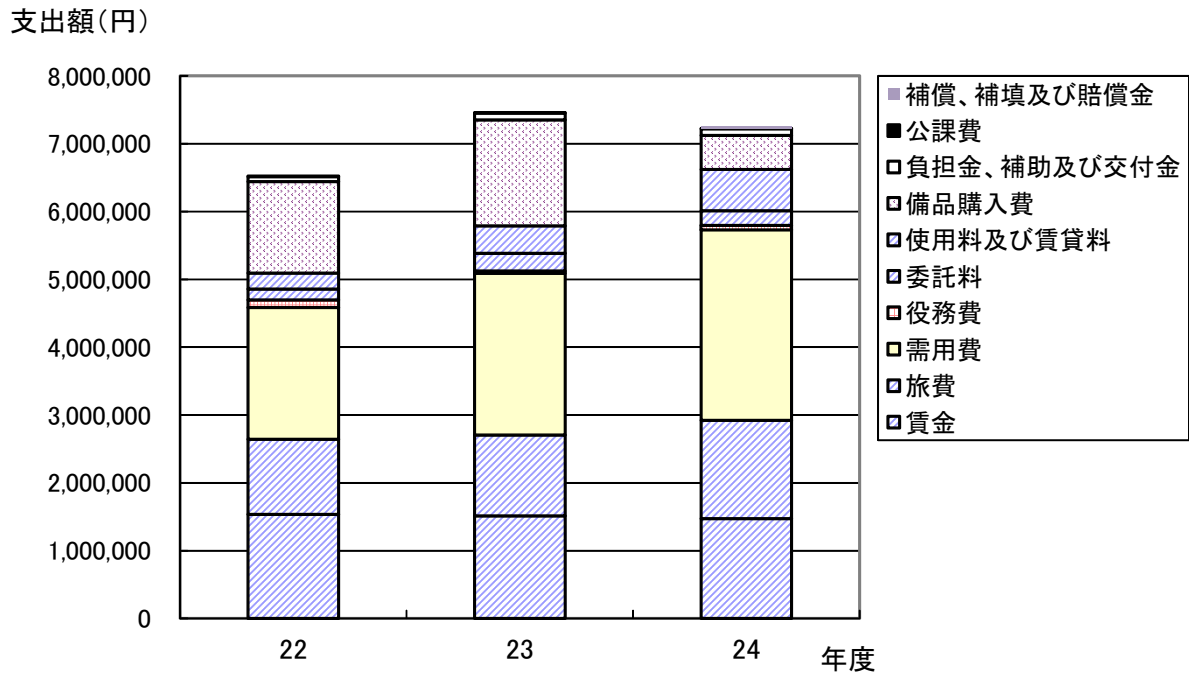
(参考)

過去3年間の歳出の状況

計量検定所運営費の推移



計量検定取締費の推移



(参考)

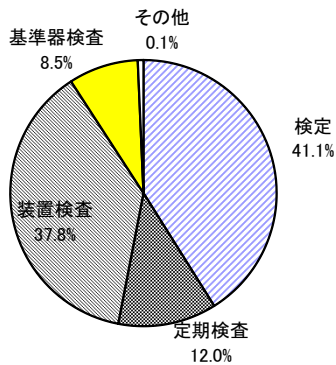
手数料収入の内訳

(金額の単位：円)

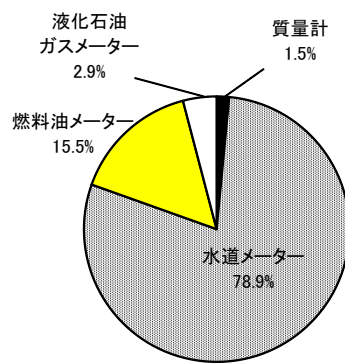
事 項		平成22年度	平成23年度	平成24年度	
計量証明事業登録	件 数	0	4	3	
	金 額	0	59,050	57,300	
適正計量管理事業所の検査	件 数	0	0	0	
	金 額	0	0	0	
基準器検査	個 数	517	445	699	
	金 額	1,215,590	1,016,970	737,350	
計量証明検査	件 数	0	1	0	
	金 額	0	19,100	0	
質量計定期検査	個 数	1,100	838	933	
	金 額	1,081,890	850,890	1,041,590	
装置検査	個 数	5,103	4,825	4,704	
	金 額	3,572,100	3,377,500	3,292,800	
検 定	個 数	49,184	22,823	35,489	
	金 額	5,007,280	2,787,560	3,579,630	
内 訳	(質量計)	個 数	(28)	(24)	(28)
		金 額	(128,570)	44,960	54,120
	(水道メーター)	個 数	(48,753)	(22,390)	(35,182)
		金 額	(3,946,160)	(1,801,100)	(2,825,810)
	(燃料油メーター)	個 数	(380)	(390)	(256)
		金 額	(785,350)	(821,000)	(553,600)
	(液化石油ガスメーター)	個 数	(23)	(19)	(23)
		金 額	(147,200)	(120,500)	(146,100)
	(圧力計)	個 数	(0)	(0)	(0)
		金 額	(0)	(0)	(0)
そ の 他	件 数	11	16	13	
	金 額	2,310	3,360	2,730	
合 計	件数又は個数	55,864	28,952	41,841	
	金 額	10,879,170	8,114,430	8,711,400	

注) 基準器検査個数には県保有基準器の検査個数も含む。

平成24年度手数料収入内訳比率

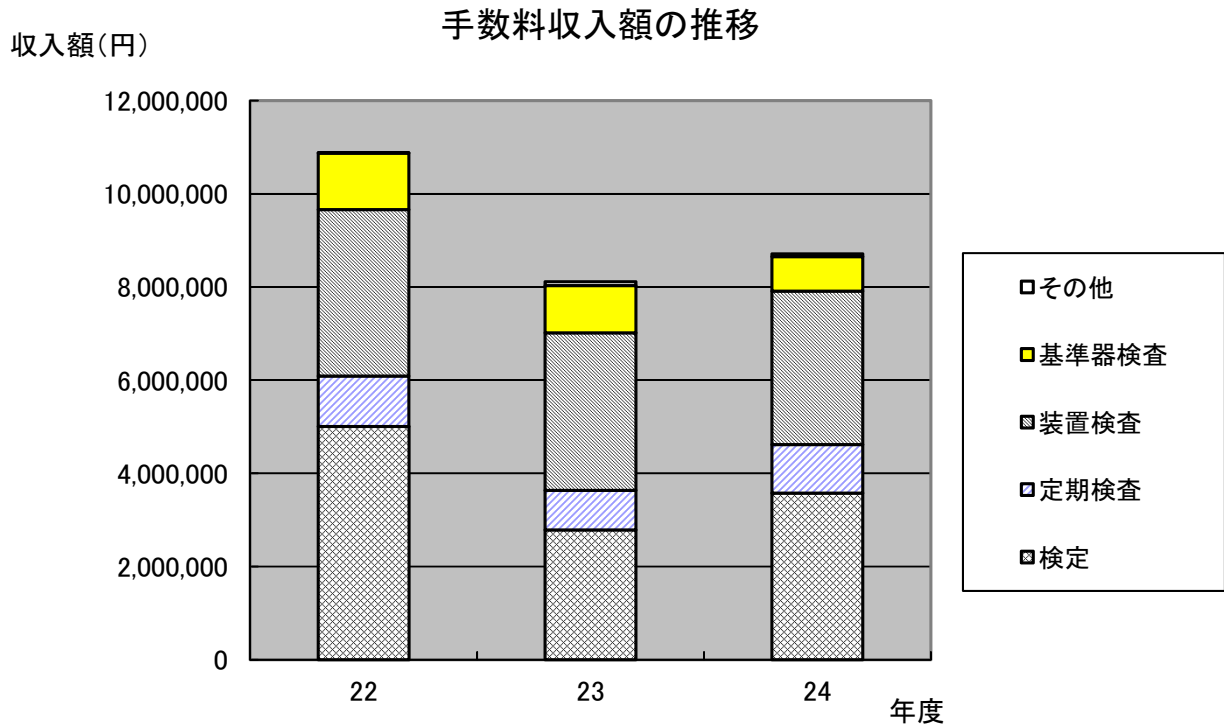


平成24年度検定手数料内訳比率

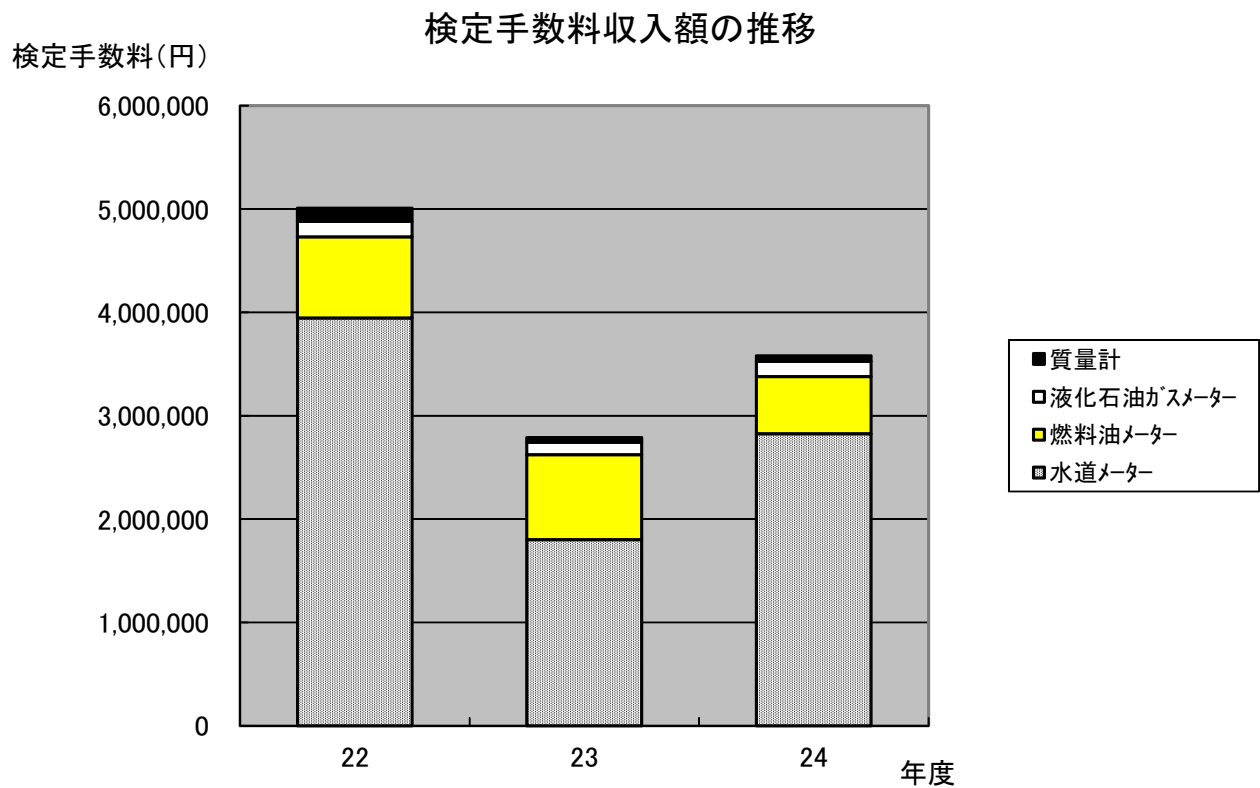




(参考)



注) その他には、計量証明事業登録、適正計量事業所の検査、計量証明検査を含む



注) その他には、計量証明事業登録、適正計量事業所の検査、計量証明検査を含む。

## 第 2 章 計量関係事業の届出及び登録

## 第2章 計量関係事業の届出及び登録

### 1 概 説

適正計量を確保するため、特定計量器の製造事業は経済産業大臣への届出、修理事業、販売事業は都道府県知事への届出、計量証明事業は都道府県知事の登録が必要です。

計量関係事業届出及び登録数の総括表（平成25年4月1日現在）

事業区分	事業別			計量証明	適正計量管理事業所	計
	製造	修理	販売			
水道メーター第1類	2					2
水道メーター第2類	2					2
タクシメーター		9				9
質量計第1類		13				13
質量計第2類		13				13
分銅等		6				6
自重計		2				2
自動車等給油メーター		2				2
小型車載燃料油メーター		0				0
大型車載燃料油メーター		0				0
定置燃料油メーター		0				0
液化石油ガスメーター		1				1
濃度計第1類		6				6
濃度計第2類		6				6
濃度計第3類		6				6
販売（質量計）			124			124
計量証明（質量）				3		3
計量証明（体積）				1		1
計量証明（濃度（大気））				9		9
計量証明（濃度（水））				13		13
計量証明（濃度（土壌））				13		13
計量証明（音圧レベル）				12		12
計量証明（振動加速度レベル）				11		11
適正計量管理事業所					205	205
合 計	4	64	124	62	205	459

注) 同一事業者が複数の登録等をしているため、登録数等の合計は事業者数と一致しません。

### 2 特定計量器製造事業の届出

特定計量器の製造事業を行おうとする者は、計量法第40条の規定に基づき、事業の区分ごとに、経済産業大臣への届出をしなければなりません。その際、定められた基準に適合する基準器等の検査設備を有することが必要です。

〔県内業者〕

名 称	所在地	事業の区分
1. 宮城計器株式会社	那覇市壺屋1-27-6	水道メーター第1、2類
2. 有限会社那覇量水器	那覇市上間339-15	〃

〔県外業者〕

名 称	所 在 地	事 業 の 区 分
(株) 富永製作所 沖縄営業所	浦添市字安波茶1-55-2	自動車等給油メーター 小型車載燃料油メーター 大型車載用燃料油メーター 定置燃料油等メーターター
トキコテクノ (株) 九州支店沖縄駐在員事務所	浦添市前田2-5-1	自動車等給油メーター 小型車載燃料油メーター 大型車載用燃料油メーター 定置燃料油等メーターター 液化ガスメーター
(株) タツノ 沖縄営業所	浦添市前田3-2-6	〃

### 3 特定計量器修理事業の届出

特定計量器の修理事業を行おうとする者は、計量法第46条の規定に基づき、事業の区分ごとに、都道府県知事へ届出をしなければなりません。その際、定められた基準に適合する基準器等の検査設備を有することが必要です。

名 称	住 所	事 業 の 区 分
1. アサヒメーターシステム	那覇市東町15-16	タクシーメーター
2. 丸仲計器部品	浦添市勢理客1-26-10	〃
3. 三和メーター商会	那覇市古波蔵2-31-24	〃
4. (株)沖電子	那覇市港町2-16-7	〃
5. 名幸メーター商会	那覇市久茂地2-15-25	〃
6. (有)泉商事	那覇市安謝190	〃
7. 沖縄ハイタク事業協同組合	沖縄市松本6-8-20	〃
8. 東和タクシー (名)	沖縄市八重島3-11-11	〃
9. 三和交通(株)	那覇市国場336	〃
10. 久場はかり	那覇市天久1122-4 B202	質量計1類、2類
11. 東芝テックソリューションサービス (株) 那覇サービスステーション	那覇市小祿3-12-13	〃
12. (株)ナカフク	浦添市西洲2-10-1	〃
13. 沖縄インダ(株)	那覇市曙1-13-11	質量計1類、2類、分銅等
14. 沖縄計量器(株)	那覇市松川375-2	〃
15. (有)フォーラムサイエンス	宜野湾市志真志3-8-1	〃
16. (有)共和サプライ	南風原町字山川445-12	〃
17. (株)国際重機	那覇市字安謝653	質量計1類、2類、自重計
18. (株)九州テラオカ 沖縄サービスステーション	那覇市真地171 102号	質量計1類、2類

19. 新井ハカリ	中城村字久場1936-5	〃
20. (株)テクノ・スケール	うるま市塩屋289-1	質量計1類、2類、分銅等
21. (有)沖研開発	宜野湾市宜野湾3-17-1	質量計1類、2類、分銅等
22. マタヨシスケール	那覇市首里山川1-19-1	質量計1類、2類
23. (有)大和サービス	沖縄市松本6-7-3	自重計
24. パイオニア電設(株)	浦添市伊祖4-21-2	自動車等給油メーター 液化石油ガスメーター
25. コモタ(株) 沖縄営業所	西原町字棚原312-1	自動車等給油メーター
26. (有)沖縄小堀電機	浦添市伊祖3-1-7	濃度計1類、2類、3類
27. (有)ニッサル沖縄販売	浦添市伊祖2-18-13	〃
28. (株)電協エンジニアリング	うるま市石川2313-4	〃
29. 沖縄プラント(株)	浦添市牧港4-11-3	〃
30. (株)ジェイペック	うるま市石川赤崎3-4-1	〃
31. 沖縄非破壊検査(株)	沖縄市泡瀬3-39-7	〃

#### 4 特定計量器販売事業の届出

特定計量器のうち質量計（非自動はかり（家庭用特定計量器を除く）、分銅及びおもりの販売の事業を行おうとする者は、計量法第51条の規定に基づき、都道府県知事へ届出をしなければなりません。届出を受けるためには、店舗を有し、計量販売に関する一定の知識を有することが必要です。

区 分	登 録 者 数
質 量 計	124

#### 5 適正計量管理事業所の指定

特定計量器を使用する事業所であって、適正な計量管理を行うものは計量法第127条の規定に基づき、適正計量管理事業所として経済産業大臣又は都道府県知事の指定を受けることができます。適正計量管理事業所では使用する特定計量器を計量士が定期的に検査し、当該事業所における計量管理の方法について知事の行う検査を受けなければなりません。指定の区分は、次のとおりです。

- (1) 経済産業大臣が指定するもの  
国の適正計量管理事業所
- (2) 都道府県知事が指定するもの  
上記以外の事業所

適正計量管理事業所の指定状況

指定区分	事業所の名称	所在地	事業所数
沖縄県知事	日本郵便株式会社	県内一円	204
〃	日本郵政株式会社	那覇市	1

## 6 計量証明事業の登録

運送、寄託又は売買の目的たる貨物の積卸し又は入出庫に際して行うその貨物の計量上の証明及び濃度、音圧レベル、振動加速度レベルの計量上の証明の事業を行おうとする者は、計量法第107条の規定に基づき、事業の区分ごとに、都道府県知事の登録をうけなければなりません。登録を受けるためには、定められた基準に適合する証明用の特定計量器を備え、計量管理を職務とする計量士等をおくことが必要です。

### (1) 登録状況

事業者名	事業所の所在地	事業の区分
1. (株)拓琉金属	浦添市港川495-9	質量
2. 第一食糧(株)	那覇市港町3-6-18	質量
3. (社)全沖縄検数協会	那覇市港町2-12-18	質量、体積
4. (株)沖縄環境保全研究所	うるま市字州崎7-11	濃度(大気・水・土壌) 音圧レベル 振動加速度レベル
5. (財)沖縄県環境科学センター	浦添市経塚720	濃度(大気・水・土壌) 音圧レベル 振動加速度レベル
6. (株)沖縄環境分析センター	宜野湾市真栄原3-7-24	濃度(大気・水・土壌) 音圧レベル 振動加速度レベル
7. (株)沖縄環境科学研究所	宜野湾市新城1-24-13	濃度(大気・水・土壌) 音圧レベル 振動加速度レベル
8. (有)沖縄環境技術センター	宜野湾市大山1-8-5	濃度(大気・水・土壌) 音圧レベル
9. 沖縄県生コンクリート工業組合	那覇市港町2-14-1	濃度(水・土壌)
10. (株)イーエーシー	浦添市屋富祖3-34-17	濃度(大気・水・土壌) 音圧レベル 振動加速度レベル
11. (株)南西環境研究所	西原町字東崎4-4	濃度(大気・水・土壌) 音圧レベル 振動加速度レベル
12. (財)沖縄県公衆衛生協会	南城市大里字大里2013	濃度(水・土壌)
13. 沖縄環境調査(株)	那覇市安謝2-6-19	濃度(大気・水・土壌) 音圧レベル 振動加速度レベル
14. (有)環境リサーチ	うるま市字州崎12-57	濃度(大気・水・土壌) 音圧レベル 振動加速度レベル
15. (有)沖縄環境経済研究所	西原町翁長841-3	音圧レベル 振動加速度レベル
16. (有)沖縄環境地域コンサルタント	南城市大里仲間592-1-1F	濃度(水・土壌) 音圧レベル 振動加速度レベル
17. (株)沖縄チャンドラー	那覇市曙3-18-26	音圧レベル 振動加速度レベル
18. (株)総合環境研究機構	那覇市首里平良町1-26-3	濃度(水・土壌)
19. (株)真	国頭郡恩納村字山田 1987-2	質量

## (2) 事業者数及び証明件数

事業の区分	計量証明事業者数	証明件数
質量	4	395
体積	1	0
濃度（大気）	9	1,245
濃度（水）	13	7,100
濃度（土壌）	13	1,468
音圧レベル	12	95
振動加速度レベル	11	57

## 7 計量士の登録

計量士は、計量器の整備、計量の正確の保持、計量方法の改善その他適正な計量の実施を確保するために必要な措置を講ずることを職務としています。計量士になろうとする者は、計量法第122条の規定に基づき、計量士の区分に従い、経済産業大臣の登録を受ける必要があります。

### (1) 登録条件

(ア) 計量士国家試験に合格し、かつ、計量士の区分に応じて経済産業省令で定める実務の経験その他の条件に適合する者。

(イ) 独立行政法人産業技術総合研究所計量研修センターの課程を修了し、かつ、計量士の区分に応じて経済産業省令で定める実務の経験その他の条件に適合する者であって、計量行政審議会が前号に掲げる者と同等以上の学識経験を有すると認めた者。

### (2) 計量士の登録状況（平成25年4月1日現在）

(ア) 一般計量士 26名

(イ) 環境計量士（濃度） 66名

(ウ) 環境計量士（騒音・振動） 37名

## 第 3 章 検定、検査、立入検査等



## 第3章 検定、検査、立入検査等

### 1 検定

取引・証明に使用される特定計量器は、その特定計量器の区分により経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は指定検定機関が実施する検定に合格し検定証印（タクシーメーターは装置検査証印）が付されたものか、指定製造事業者が製造し基準適合証印が付されたものでなければ使用できません。

また、特定計量器によっては、検定等の有効期間が定められており、この期間を経過したものは、改めて検定等に合格しなければ使用できません。



装置検査証印



装置検査合格シール



検定証印



燃料油メーター

液化ガスメーター用合格シール



タクシーメーター装置検査の様子

#### (有効期間)

・燃料油メーター	
自動車等給油メーター	7年
小型車載燃料油メーター	
大型車載燃料油メーター	5年
簡易燃料油メーター	
定置燃料油メーター	
・液化石油ガスメーター	4年
・水道メーター	8年
・タクシーメーター	1年
・ガスメーター	7年又は10年

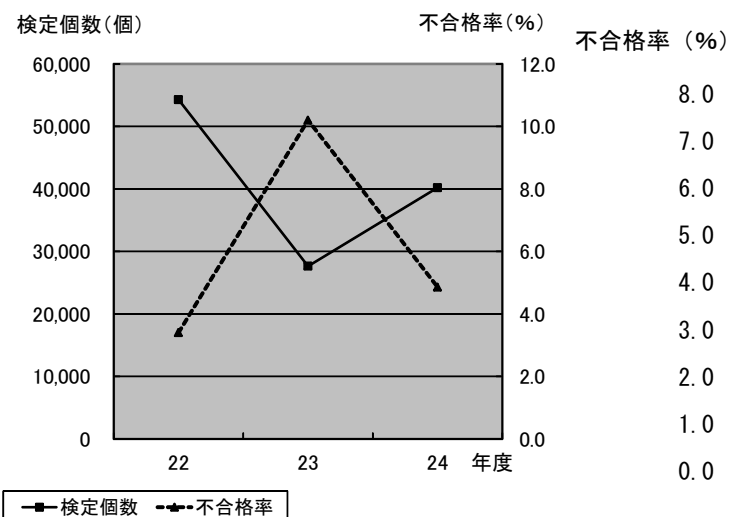
過去3年間の検定実績は、次のとおりです。

特定計量器検定及び装置検査実績

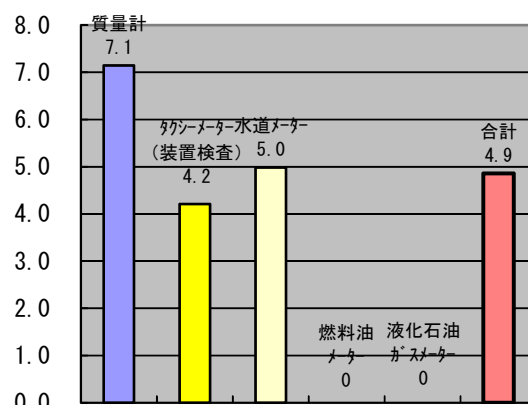
検定所分

	平成22年度			平成23年度			平成24年度			
	検定 個数 (個)	不 合 格 数 (個)	不 合 格 率 (%)	検定 個数 (個)	不 合 格 数 (個)	不 合 格 率 (%)	検定 個数 (個)	不 合 格 数 (個)	不 合 格 率 (%)	
タリメーター（装置検査）	5,103	339	6.6	4,825	239	5.0	4,704	198	4.2	
質量計	電気抵抗線式はかり	22	0	0	19	0	0	25	2	8.0
	誘電式はかり	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電磁式はかり	0	0	0	0	0	0	2	0	0
	その他の電気式はかり	2	1	50	0	0	0	0	0	0
	手動天びん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	等比皿手動はかり	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の手動はかり	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ばね式はかり	4	0	0	5	0	0	1	0	0
	手動指示併用はかり	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の指示はかり	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	28	1	3.6	24	0	0	28	2	7.1	
水道メーター	水道メーター(40mm以下)	48,712	1,522	3.1	22,390	2,592	11.6	35,182	1,753	5.0
	水道メーター(40mm超)	41	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	48,753	1,522	3.1	22,390	2,592	11.6	35,182	1,753	5.0
燃料油メーター	自動車等給油メーター	353	0	0	351	0	0	199	0	0
	小型車載燃料油メーター	16	0	0	14	0	0	14	0	0
	大型車載燃料油メーター	9	0	0	25	0	0	38	0	0
	簡易燃料油メーター	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	定置燃料油メーター	2	0	0	0	0	0	5	0	0
計	380	0	0	390	0	0	256	0	0	
液化石油ガスメーター	23	0	0	19	0	0	23	0	0	
合計	54,287	1,862	3.4	27,648	2,831	10.2	40,193	1,953	4.9	

検定個数及び不合格率の推移



平成24年度計量器別不合格率



## 2 検査

### (1) 基準器検査

基準器とは、計量行政機関の行う検定、検査及び取締り又は製造事業者、修理事業者等計量関係事業者の検査の基準として使用する器具、機械等のことであり、その目的からして、一般の特定計量器より高い精度を保持する必要があるため、それぞれ有効期間を定めて検査を実施しています。

基準器検査の証印・・・・・・・・



### 基準器検査実績

年度、個数	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	検査個数	不合格	検査個数	不合格	検査個数	不合格
タクシメーター装置検査用基準器	1	0	1	0	0	0
基準台手動はかり	1	0	0	0	2	0
1級基準分銅	160	0	21	2	95	0
2級基準分銅	51	0	36	0	156	0
3級基準分銅	465	0	384	0	442	0
液体メーター用基準タンク	2	0	3	0	4	0
計	680	0	445	2	699	0

### (2) 計量証明検査

計量証明事業者は、計量証明に使用する特定計量器について、特定計量器ごとに政令で定められた期間（非自動はかり、分銅及びおもりは2年）毎に知事または計量士の検査を受けなければなりません。

計量証明検査は、計量管理が的確になされていることを確認するため、検定とは別に行われる計量器の性能及び器差に係わる検査です。



### (3) 特定計量器の定期検査

取引又は証明に使用されている特定計量器（非自動はかり、分銅及びおもり）については、不正な計量器を排除し、適正な計量の実施を確保するために2年に1回地区毎に定期検査を実施しています。

定期検査は、知事が指定した期日、場所で行う集合場所検査と、計量器が土地、建物に取り付けられている場合にその所在場所で行う所在場所検査があります。

平成24年度の検査実績は、次のとおりです。

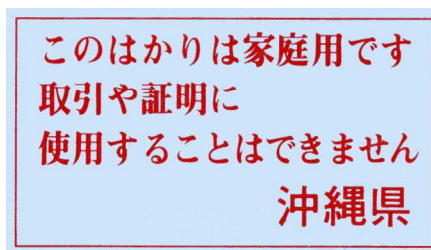
(4) 特定計量器の定期検査実績

年度別	検査日数	検査戸数	はかり		分銅・おもり		計	
			検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数
20	67	620	1,029	32	90	0	1,114	32
21	94	789	1,019	25	172	1	1,191	26
22	73	599	1,021	27	79	0	1,100	27
23	80	506	759	27	79	0	838	27
24	54	547	889	7	44	0	933	7

定期検査合格シール



家庭用特定計量器の表示



不合格シール



(5) 特定計量器の種類別定期検査個数

種 類	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	検査個数	不合格	検査個数	不合格	検査個数	不合格
電気抵抗線式はかり	257	10	171	8	239	5
誘電式はかり	13	0	9	0	4	0
電磁式はかり	6	0	44	0	58	0
その他の電気式はかり	5	0	9	1	1	0
手動天びん	1	0	1	0	2	0
等比皿手動はかり	2	0	1	0	0	0
棒はかり	2	0	0	0	1	0
その他の手動秤	4	0	3	0	2	0
ばね式はかり	721	17	513	18	574	2
手動指示併用はかり	9	0	8	0	5	0
その他の指示はかり	1	0	0	0	3	0
分 銅	64	0	63	0	39	0
定量おもり	0	0	0	0	5	0
定量増おもり	15	0	16	0	0	0
合 計	1,100	27	838	27	933	7

(6) 平成24年度定期検査市町村別集計表(当所管轄分)

市町村	検査戸数	検査個数														計
		① 電気抵抗線式秤	② 誘電式秤	③ 電磁式秤	④ その他の電気式秤	⑤ 手動天秤	⑥ 等比皿手動秤	⑦ 棒秤	⑧ その他の手動秤	⑨ ばね式秤	⑩ 手動指示併用秤	⑪ その他の指示秤	⑫ 分銅	⑬ 定量おもり	⑭ 定量増おもり	
沖縄市	41	11	1	7					45							64
豊見城市	13	9		5					4	1		5			24	
うるま市	59	23	1	5					58	1					88	
宜野湾市	55	28		11					61	1		5			106	
浦添市	36	21						1	42	1		5			70	
糸満市	1	1													1	
南城市	39	16		1					55						72	
西原町	12	3	2	2				1	11						19	
嘉手納町	10	6			1	1			19			5			32	
北谷町	7	4							6						10	
八重瀬町	21	3		3					22						28	
読谷村	25	15		1					36						52	
東村	20	6							19						25	
今帰仁村	24	12		1					21						34	
伊江村	1	4													4	
伊平屋村	12	13				1			12			5			31	
伊是名村	28	22							28		1				51	
国頭村	30	6		2					28		1				37	
渡名喜村	12	6							10						16	
大宜味村	45	5		1					49						55	
南大東村	9	7							5						12	
北大東村	11	4		2					14	1		5			26	
久米島町	1	2		1											3	
所内	35	12		16					1	29		1	9	5	73	
合計	547	239	4	58	1	2	0	1	2	574	5	3	39	5	0	933

(7) 定期検査に代わる計量士による検査

定期検査に代わる計量士による検査は、知事が行う特定計量器の定期検査の代行検査として、計量士に検査の権限を与えた制度です。

使用する特定計量器について、計量士による検査を受けた事業所は、知事に定期検査免除届を提出すると、計量器の定期検査が免除されます。

ア 代検査を実施している計量士(平成24年度実績報告のある者)

白川 忠一	上江洲 直	上江洲 直人
仲里 光秀	高橋 正寿	照屋 寛俊

イ 検査実績

年 度 別	検査個数	不合格数
20	3,811	6
21	4,402	1
22	4,252	1
23	3,798	8
24	4,211	9

平成24年度代検査市町村別集計表

市町村	検査個数														計
	① 電気 抵抗 線式 秤	② 誘 電 式 秤	③ 電 磁 式 秤	④ その 他の 電気 式秤	⑤ 手 動 天 秤	⑥ 等 比 皿 手 動 秤	⑦ 棒 秤	⑧ その 他の 手 動 秤	⑨ ば ね 式 秤	⑩ 手 動 指 示 併 用 秤	⑪ その 他の 指 示 秤	⑫ 分 銅	⑬ 定 量 お も り	⑭ 定 量 お も り	
那覇市	240	1	33				5	243						522	
うるま市	191	18	24	5			4	132	1					375	
沖縄市	339	25	54	2			13	236	1					670	
宜野湾市	227	15	10	1			1	43						297	
浦添市	425	35	14	3			15	134	1					627	
名護市	44		14		1		8	12						79	
糸満市	124		9				6	32						171	
国頭村	1		2				2							5	
大宜味村	5							7						12	
東村	18						4	1						23	
今帰仁村	11		1					9						21	
本部町	1		4				2	10						17	
恩納村	25		2					5						32	
宜野座村	2		1				1							4	
金武町	14	2	1					1						18	
伊江村	3		2				1							6	
読谷村	91	10	1				4	8						114	
嘉手納町	31	7						21						59	
北谷町	59	5					2	36						102	
北中城村	1													1	
中城村	100		5	7			15	34						161	
西原町	203	6	28	7			8	97						349	
豊見城市	120	3	12	1		1	2	56						195	
八重瀬町	57						3	45						105	
南城市	55	1	7		1			53						117	
与那原町	28				1		8	18						55	
南風原町	45		2					6						53	

久米島町		1						1							2
南大東村	3														3
北大東村		1	1												2
伊平屋村	11							1	2						14
合計	2,474	130	227	26	3	1	0	106	1,241	3	0	0	0	0	4,211

### 3 立入検査

商取引における計量の適否は県民の経済生活に影響を及ぼすものであります。消費者に不利益を及ぼす諸要素を排除し取引の安全を図るため、計量法第148条の規定に基づき、一般商品、工場、事業場等立入検査を実施しました。

平成24年度の立入検査の実績は、次のとおりです。

#### (1) 特定計量器

種 類	検査戸数	不適正戸数	率	検査個数	不適正個数	率
質量計	-	-	-	-	-	-
タクシーメーター	-	-	-	-	-	-
ガスメーター（都市ガス）	-	-	-	-	-	-
ガスメーター（石油ガス）	20	9	45.0	24,502	407	1.7
水道メーター	4	1	25.0	65	19	29.2
燃料油メーター	0	0	0	0	0	0
液化石油ガスメーター	0	0	0	0	0	0
電力量計	4	1	25.0	84	1	1.2
合 計	27	11	40.7	24,651	427	1.7

注) ガスメーター（都市ガス）及びガスメーター（石油ガス）は台帳検査である

#### (2) 商品量目

種 別	検査戸数	不適正戸数	率	検査個数	不適正個数	率	
食料品 スーパー	肉	25	4	16.0%	586	14	2.4%
	魚	24	9	37.5%	561	50	8.9%
	調理食品	-	-	-	-	-	-
	計	49	13	26.5%	1,147	64	5.6%
詰込み事業所	-	-	-	-	-	-	
合 計	49	13	26.5%	1,147	64	5.6%	

注) 食料品スーパーの計の欄の検査戸数、不適正戸数は延べ数であり、実数はそれぞれ、23、11である

#### (3) 事業所

区分別	調査戸数	指導戸数	率	主な指摘理由
特定計量器製造事業所	-	-	-	
特定計量器修理事業所	-	-	-	
特定計量器販売事業所	-	-	-	
計量証明事業（一般）	3	3	100%	非法定計量単位の使用に関する指導
計量証明事業（環境）	-	-	-	
適正計量管理事業所	-	-	-	
計量士	-	-	-	

注) 特定計量器修理事業所のうち質量計分野のみ

#### 4 量目検査及び指導

適正な計量取引を確保するため、計量法第13条の規定に基づき試買検査を行いました。  
また、商工労働部<sup>注1</sup>からの依頼による検査も行いました。  
平成24年度の実績は次のとおりです。

平成24年度量目検査実績

対象商品	件数	改善指導	指導（努力規定）	備考
試買検査	0	0	0	
優良県産品	53	9	0	注1)の依頼
観光土産品試買検査	0	0	0	

#### 5 計量思想の普及

計量記念日事業として次の啓蒙活動を行いました。

(1) ポスター及びリーフレットによる啓蒙活動

県内各市町村及び特定計量器製造、修理並びに計量証明事業者等に対し、計量記念日ポスター及び「計量のひろば」等のリーフレットを配布し、消費者の計量意識の高揚に努めた。

(2) 展示会

計量記念日（平成24年11月1日）にパレットくもじ前広場（県庁向い）において「計量の広場」を設け、パネルや特定計量器の展示、重さ当てクイズ等を行い計量意識の啓蒙に努めた。

(3) 広報媒体による啓蒙活動

電光広報塔への掲示、ラジオ放送による広報、新聞読者投稿欄を活用した広報を実施し、計量に関する啓蒙活動を行った。



# 参 考

参 考

1 宮古支庁、八重山支庁計量関係実績（平成24年度分）

（1）計量関係事業届出状況

種 類	区 分	事 業 者 数	
		宮古事務所	八重山事務所
修理事業	タクシーメーター	2	0
	燃料油メーター	0	2
販売事業	質 量 計	0	4

（2）修理事業者名簿

支庁名	区分	事 業 者 名	事業者の所在地
宮古事務所	タクシーメーター	オート電機	宮古島市平良下里1357-19
	タクシーメーター	沖縄トヨタ自動車株式会社 宮古支店	宮古島市平良下里1158-1
八重山事務 所	自動車等給油メーター 小型車載燃料油メーター 大型車載燃料油メーター 簡易燃料油メーター	株式会社石垣エスエス グループ	石垣市登野城655-3
	自動車等給油メーター 小型車載燃料油メーター 大型車載燃料油メーター 簡易燃料油メーター 定置燃料油メーター	有限会社日本防災技研	石垣市白保732-2

（3）特定計量器検定及び装置検査実績

特定計量器の種類		宮古事務所			八重山事務所		
		検定個数	不合格数	不合格率	検定個数	不合格数	不合格率
タクシーメーター（装置検査）		189	0	0%	298	6	2.0%
質 量 計	電気抵抗線式はかり	-	-	-	-	-	-
	誘電式はかり	-	-	-	-	-	-
	電磁式はかり	-	-	-	-	-	-
	その他の電気式はかり	-	-	-	-	-	-
	手動天びん	-	-	-	-	-	-
	棒はかり	-	-	-	-	-	-
	その他の手動はかり	-	-	-	-	-	-
	ばね式はかり	-	-	-	-	-	-
	手動指示併用はかり	-	-	-	-	-	-
その他の指示はかり	-	-	-	-	-	-	
燃 料 油	自動車等給油メーター	12	0	0%	0	0	0%
	小型車載燃料油メーター	0	0	0%	4	0	0%
	大型車載燃料油メーター	23	0	0%	28	0	0%
	簡易燃料油メーター	-	-	-	-	-	-
	定置燃料油メーター	-	-	-	-	-	-
液化石油ガスメーター	0	0	0%	0	0	0%	
合 計		224	0	0%	330	6	1.8%

(4) 定期検査種類別実績

特定計量器の種類	宮古事務所			八重山事務所		
	検査個数	不合格数	不合格率	検査個数	不合格数	不合格率
電気抵抗線式はかり	45	3	6.7%	97	3	3.1%
誘電式はかり	-	-	-	-	-	-
電磁式はかり	-	-	-	-	-	-
その他の電気式はかり	-	-	-	1	0	0%
手動天びん	-	-	-	-	-	-
等比皿手動はかり	-	-	-	-	-	-
棒はかり	-	-	-	-	-	-
その他の手動はかり	-	-	-	-	-	-
ばね式はかり	106	2	1.9%	215	13	6.0%
手動指示併用はかり	-	-	-	-	-	-
その他の指示はかり	-	-	-	0	0	0%
分銅	-	-	-	-	-	-
定量おもり	-	-	-	-	-	-
定量増おもり	-	-	-	-	-	-
合計	151	5	3.3%	313	15	4.8%

(5) 定期検査地区別の状況

事務所	地区	実施延人数	実施日数	実施戸数	検査個数	不合格 個数	不合格率
宮古	宮古島市	10	5	5	43	0	0%
	宮古郡	4	2	2	22	0	0%
	所在場所検査	32	16	32	86	5	5.8%
	小計	46	23	39	151	5	3.3%
八重山	石垣市	18	9	95	137	10	7.3%
	八重山郡	6	3	12	16	3	18.8%
	所在場所検査	21	21	84	160	3	1.9%
	小計	45	33	191	313	16	5.1%
合計		91	56	230	464	21	4.5%

(6) 定期検査に代わる計量士による検査

	検査個数	不合格数	不合格率
宮古事務所	151	0	0%
八重山事務所	193	0	0%

(7) 宮古事務所、八重山事務所の計量関係実績

事 項	宮古事務所		八重山事務所	
	個 数	金 額 (円)	個 数	金 額 (円)
検定及び装置検査	224	216,200	330	287,800
定期検査	151	242,300	313	302,500
合 計	375	458,500	643	590,300

## 2 計量関係団体

(1) 本県の計量協会は、昭和61年3月23日に設立されました。本協会は、計量思想の普及を図り、経済、文化の向上発展に寄与するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とし、地区内において特定計量器の製造、修理、販売を行う事業者、計量証明事業者、計量士など計量関係の個人及び法人をもって組織する任意団体です。

なお、本会の目的を達成するために、次の事業を行っています。

- ① 計量思想の普及啓発を図ること。
- ② 計量の適性確保の指導を助長すること。
- ③ 計量に関する調査、研究を行うこと。
- ④ 講習会、展示会等を開催すること。
- ⑤ 会員の親和、強調を図ること。
- ⑥ 本会の目的達成に必要な事業を行うこと。

本協会の事務局は計量検定所に置き、計量関係団体に対して、これらの事業の推進と育成指導に努めています。

(2) 本県計量協会の平成25年度通常総会において、永年計量関係事業に従事し、又は本協会の発展に多大な功績があった次の者を計量功労者として表彰しました。

運天 和則 株式会社 沖縄県環境分析センター

3 沖縄県計量協会役員等名簿

平成25年5月

会 長	友 利 進	(有) フォーラムサイエンス 代表取締役社長
副会長	儀 間 正 明	(有) 共和サプライ 代表取締役社長
〃	安次富 長 康	(株) タツノ 沖縄営業所副所長
〃	大 石 哲 也	(株) イーエーシー 代表取締役
理 事	渡嘉敷 綏 松	(有) 泉商事 代表取締役社長
〃	田 仲 康 彦	久場はかり 代表者
〃	末 吉 正 四	(株) 富永製作所 沖縄営業所長
〃	仲 里 光 秀	仲里計量士事務所 代表者
〃	崎 山 幹 夫	(株) 沖縄環境保全研究所 取締役専務
〃	名 幸 方 徳	名幸メーター商会 代表者
〃	高 柳 清 明	(株) 沖縄環境科学研究所 代表取締役
〃	西 平 良 博	(有) 沖縄環境技術センター 代表取締役
〃	宮 城 明	宮城計器 (株) 代表取締役社長
〃	國 吉 幸 己	(有) 那覇量水器 代表取締役社長
監 事	白 川 忠 一	沖縄計量器 (株) 代表取締役社長
〃	大 濱 徹	(株) 沖縄環境分析センター 会長
顧 問	知 念 清 弘	計量士 (元沖縄県計量検定所長)
〃	長 元 朝 顯	(有) 共和サプライ会長
参 与	上 原 栄 淳	沖縄県計量検定所長



5 沖縄県計量検定所案内図



計量業務の概要  
(平成24年度実績)

平成25年7月発行

沖縄県計量検定所  
〒901-1105 南風原町字新川272-5  
電話 (098)-889-2775  
FAX (098)-889-1981